

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	30.03	-	29.84	-	29.84	-
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆	8.39	-	8.28	-	8.28	-
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば	2.84	-	2.56	-	2.56	-
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	0.19	-	0.49	-	0.49	-
・野菜	0.19	-	0.34	-	0.34	-
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物	0	-	0.15	-	0.15	-
その他						
-						
畑地化						

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆（基幹）  そば（基幹）	水田における戦略作物の 生産性向上等の取組に係る助成	水田における作付面積 <大豆>（a） 水田における作付面積 <そば>（a）	（令和7年度）大豆 839a  （令和7年度）そば 284a	（令和8年度）828a （令和9年度）830a （令和10年度）835a  （令和8年度）256a （令和9年度）280a （令和10年度）285a
2	雑穀（基幹） （きび・あわ・えごま・ソルガム）  ズッキーニ（基幹）	高収益化作物への助成	作付面積（雑穀 基幹）（a）  作付面積（ズッキーニ 基幹）（a）	（令和7年度）雑穀 0a  （令和7年度）ズッキーニ 19a	（令和8年度）15a （令和9年度）20a （令和10年度）25a  （令和8年度）34a （令和9年度）40a （令和10年度）45a
3	そば（基幹）	そばへの助成（地域の取組に応じた 配分の対象分）	作付面積（そば 基幹）（a）	（令和7年度）そば 284a	（令和8年度）256a （令和9年度）280a （令和10年度）285a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要  
 都道府県名: 長野県  
 協議会名: 小川村農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	4,700	大豆(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオバクサ)の防除
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	5,600	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオバクサ)の防除
2	高収益作物への助成	1	17,100	雑穀(基幹) (きび・あわ・えごま・ソルガム)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオバクサ)の防除
2	高収益作物への助成	1	16,700	ズッキーニ(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用(10aあたり概ね1t以上)、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオバクサ)の防除
3	そばへの助成(地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の②の「そば・なたねの作付け」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。  
 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。  
 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。  
 ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。  
 ※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。  
 ※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

## 8 産地交付金の活用方法の明細

### 1. 地域農業再生協議会名

小川村農業再生協議会
------------

### 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
小川村農業再生協議会	616,000	616,000	614,950

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

616,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)			
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木				果樹	その他の高収益作物
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	4,700		828														828	389,160	
1	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成	1	5,600										256						256	143,360	
2	高収益作物への助成	1	17,100														15	15	25,650		
2	高収益作物への助成	1	16,700											34				34	56,780		
3	そばへの助成(地域の取り組みに応じた配分の対象分)	1	-															-	-		
合計(基幹)※4			実面積		828								256				15	1,133	614,950		
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

県から配分された額に応じて以下の通り調整する。

1、追加配分のうち地域の取り組みに応じた配分額については、経営所得安定対策等実施要綱(別紙13)の3の(2)の③による様式11-6号にて報告した面積に配分する。

2、現地確認の結果が判明し計画面積との差が生じた場合には、現地確認後の実績面積とし、追加配分枠については、計画面積の増加及び減少に伴う所要額の増減額に対して配分を行い、配分後の残額については、以下の計算式により一律に単価を調整する。

\* (当初配分額 + 追加配分のうち追加配分枠額) ÷ 所要額計 × 当初の単価 (円未満切捨て)

なお、上記の計算により上限単価を超える使途がある場合は、当該使途の単価を上限値にしたうえで残りの使途の単価調整を行う。

3、県内調整等の結果、さらに配分があった場合は、上記2の単価調整方法に準じて単価調整を行う。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

1、追加配分のうち、地域の取り組みに応じた配分枠の調整

各使途ごとの所要額の確定後、余剰分は県計画の調整方法に基づき流用を行う。

また、使途ごとの所要額が配分枠を上回る場合は、県計画に基づく調整方法により配分された額を加算して算定する。

県による調整後も所要額が配分枠を超える場合は以下の通り単価を調整する。

① 実績面積が計画面積(様式11-6号報告)以内の使途は単価変更しない。

② 単価調整係数(小数第5位以下切り捨て) = (①の実績額を除く配分額 + 県による調整額) ÷ ①の実績額を除く所要額

③ 調整後の単価(円未満切り捨て) = ①以外の各使途の交付単価 × 単価調整係数

2、当初配分枠 + 追加配分のうち追加配分枠の調整

(1) 所要額が配分枠を下回る場合の余剰分は県計画の調整方法に流用する。

(2) 所要額が配分枠を超過した場合、県計画に基づく調整方法により配分された額を加算して算定する。

(3) 県による調整後も所要額が配分枠を超過する場合は、以下により単価調整を行う。

① 単価調整係数(小数第5位以下切り捨て) = (当初配分額(追加配分枠を含む) + 県による調整額) ÷ 所要額

② 調整後の単価(円未満切り捨て) = 各使途の交付単価 × 単価調整係数

#### 6. 高収益作物について

高収益作物に該当する作物は、雑穀(きび、あわ、えごま、ひえ、ソルガム)、ズッキーニの取り組みに支援する。

(金額は直売所から聴取)

えごま 販売価格700円/200g 単収40kg/10a 収入額 140,000円/10a

主食用米(コシヒカリ) 販売価格11,400円/1俵 単収511kg/10a 収入額 98,230円/10a

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜・花き・花木・果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	小川村農業再生協議会		整理番号	1		
用途名	水田における戦略作物の生産性向上等の取組に係る助成					
対象作物	大豆（基幹）、そば（基幹）					
単 価	大豆／助成対象面積10a当たり 4,700円 【上限単価：10,000円／10a】 そば／助成対象面積10a当たり 5,600円 【上限単価：13,000円／10a】					
課 題	<p>【現状の課題】 （大豆・そば）：「西山大豆」、「小川村産のそば」ブランド化に向け、安定的な収量・品質の確保が必要とされている。しかし、近年の天候不順により、排水不良等が原因の発芽・生育不良や、病害虫の発生による品質低下等から、単収や品質は不安定な状況にある。 このため、栽培講習会の開催や排水対策の導入などの生産性向上対策により、品質を含めた単収の向上を図り、戦略作物として生産拡大を進める必要がある。</p> <p>【7年度の評価・8年度の対応】 （大豆）：目標達成率は97%とやや下回った。前年度の実績を踏まえ、令和8年度の目標値を前年度実績に近い数値に修正し、生産数量を増加させるため、交付単価を4,500円/10a（R7）→4,700円/10aとする。 （そば）：目標達成率は98%と目標値をやや下回った。前年度の実績を踏まえ、令和8年度の目標値を前年度実績に近い数値に修正し、生産数量を増加させるため、交付単価を5,500円/10a（R7）→5,600円/10aとする</p>					
目 標	水田における作付面積（大豆）（a）	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	850a	820a	865a	828a
	水田における作付面積（そば）（a）	目標	210a	330a	290a	256a
		実績	807a	878a	839a	-
内 容	戦略作物として、生産性の向上等の取組を行った場合、作付面積に対し、定額の助成を行う。					
具体的要件	<p>■助成対象者 経営所得安定対策加入者で、販売目的で対象作物の作付を行う耕作者とする。</p> <p>■助成対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用（10aあたり概ね1t以上）、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草（帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ）の防除</p> <p>■助成対象面積 対象作物を作付けした面積を助成対象とし、面積はa単位で1a未満の面積は切り捨てる。</p>					
取組の確認方法	<p>■助成対象者及び助成対象農地等の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業再生協議会において、下記の書類等を確認するものとする。</li> <li>・助成対象者の確認は、交付申請書、営農計画書により行う。</li> <li>・作付確認は、交付申請者の営農計画書に基づき、現地確認を行う。ただし、これによる確認が困難な場合は、交付申請者への聞き取り及び現地調査により確認する。</li> <li>・各生産性向上の取組は、次の方法により確認するものとする</li> </ul> <p>〔必須取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水溝の設置：現地確認又は作業日誌(写真含む)による。</li> </ul> <p>〔選択取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①たい肥の施用：数量が確認できる堆肥の購入・散布作業伝票（自家堆肥を散布した場合は作業日誌）による</li> <li>②土壌診断に基づく適正な施肥：土壌診断書及び作業日誌による。</li> <li>③出穂・開花後の病害虫の防除：農薬の購入・散布作業伝票（自ら散布した場合は作業日誌）による。</li> <li>④難防除雑草の防除：除草剤の購入・散布作業伝票（自ら散布した場合は作業日誌）による。</li> </ul> <p>・出荷販売は経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づく出荷契約書、販売伝票等により確認する。</p>					
成果等の確認方法	<p>■交付申請者の営農計画書に基づき集計する。</p> <p>■確認時期については、大豆は9～10月、そばは6月と9月に行う。</p>					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	小川村農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	高収益作物への助成					
対象作物	雑穀（基幹）（きび・あわ・えごま・ソルガム）・ズッキーニ（基幹）					
単 価	雑穀／助成対象面積10a当たり 17,100円 【上限単価：25,000円／10a】 ズッキーニ／助成対象面積10a当たり 16,700円 【上限単価：20,000円／10a】					
課 題	<p>【現状の課題】 （雑穀・ズッキーニ）：「雑穀（きび・あわ・ソルガム）」栽培農家の維持及び増加、「ズッキーニ」栽培農家の増加に向け、安定的な収量・品質の確保が必要とされている。しかし、近年の天候不順により、排水不良等が原因の発芽・生育不良や、病害虫の発生による品質低下等から、単収や品質は不安定な状況にある。 このため、栽培講習会の開催や排水対策の導入などの生産性向上対策により、品質を含めた単収の向上を図り、高収益作物として生産拡大を進める必要がある。</p> <p>【7年度の評価・8年度の対応】 （雑穀）：前年度は作付け実績が無かったことから、交付単価を17,100円/10aに引き上げ、農家の耕作意欲向上を図る。 （ズッキーニ）：令和7年度は目標値をやや下回ったことから前年度の実績を踏まえ、交付単価を16,700円/10aに引き上げることで促進を促す。</p>					
目 標	作付面積（雑穀基幹）（a）	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	30a	19a	21a	15a
	作付面積（ズッキーニ基幹）（a）	目標	40a	15a	20a	34a
		実績	26a	26a	0a	-
内 容	高収益作物として、生産性の向上等の取組を行った場合、作付面積に対し、定額の助成を行う。					
具体的要件	<p>■助成対象者 経営所得安定対策加入者で、販売目的で対象作物の作付を行う耕作者とする。</p> <p>■助成対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田であって、当該年度に対象作物を作付けし、排水溝を設置するほか次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組む水田とする。 〔生産性向上対策〕 ①たい肥の施用（10aあたり概ね1t以上）、②土壌診断に基づく適正な施肥、③出穂・開花後の病害虫の防除、④難防除雑草（帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオバタクサ）の防除</p> <p>■助成対象面積 対象作物を作付けした面積を助成対象とし、面積はa単位で1a未満の面積は切り捨てる。</p>					
取組の確認方法	<p>■助成対象者及び助成対象農地等の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業再生協議会において、下記の書類等を確認するものとする。</li> <li>・助成対象者の確認は、交付申請書、営農計画書により行う。</li> <li>・作付確認は、交付申請者の営農計画書に基づき、現地確認を行う。ただし、これによる確認が困難な場合は、交付申請者への聞き取り及び現地調査により確認する。</li> <li>・出荷販売は経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づく、出荷契約書、販売伝票等により確認する。</li> <li>・排水溝の設置は現地確認により確認する。</li> <li>・生産性向上対策の確認は、栽培日誌及び各種購入伝票等により確認する。</li> </ul>					
成果等の確認方法	<p>■助成対象者及び助成対象農地等の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業再生協議会において、下記の書類等を確認するものとする。</li> <li>・助成対象者の確認は、交付申請書、営農計画書により行う。</li> <li>・作付確認は、交付申請者の営農計画書に基づき、現地確認を行う。ただし、これによる確認が困難な場合は、交付申請者への聞き取り及び現地調査により確認する。</li> <li>・出荷販売は経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づく、出荷契約書、販売伝票等により確認する。</li> <li>・排水溝の設置は現地確認により確認する。</li> <li>・生産性向上対策の確認は、栽培日誌及び各種購入伝票等により確認する。</li> </ul>					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	小川村農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	そばへの助成（地域の取組に応じた配分の対象分）					
対象作物	そば（基幹）					
単 価	20,000円/10 a					
課 題	<p>【現状の課題】 「小川村産のそば」ブランド化に向け、安定的な収量・品質の確保が必要とされている。しかし、近年の天候不順により、排水不良等が原因の発芽・生育不良や、病害虫の発生による品質低下等から、単収や品質は不安定な状況にある。 このため、栽培講習会の開催や排水対策の導入などの生産性向上対策により、品質を含めた単収の向上を図り、戦略作物として生産拡大を進める必要がある。</p> <p>【7年度の評価・8年度の対応】 目標達成率は98%と目標値をやや下回った。前年度の実績を踏まえ、より一層の取組み定着と目標達成に向けて今年度も支援を継続する。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積（そば基幹）（a）	目標	210a	330a	290a	256a
		実績	317a	303a	284a	-
内 容	地域の取組に応じた追加配分のうち、そばの取組に支援を行う。					
具体的要件	<p>■助成対象者 経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の（2）の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうちそばの取組に係る手続きが行われている者とする。</p> <p>■取組要件 経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の（1）の②の「そば・なたねの作付け」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。</p>					
取組の確認方法	<p>■助成対象者及び助成対象農地等の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業再生協議会において、下記の書類等を確認するものとする。</li> <li>・助成対象者の確認は、交付申請書（様式第1号）、営農計画書（様式第2号）により行う。</li> <li>・作付確認は、交付申請者の営農計画書に基づき、現地確認を行う。ただし、これによる確認が困難な場合は、交付申請者への聞き取り及び現地調査により確認する。</li> <li>・出荷販売は経営所得安定対策等実施要綱の規定に基づく、出荷契約書、販売伝票等により確認する。</li> </ul>					
成果等の確認方法	<p>■交付申請者の営農計画書に基づき集計する。</p> <p>■確認時期については、6月と9月に行う。</p>					
備考	支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。